

## 居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書等について

### よくあるお問い合わせ

Q. 郵便で提出する場合、被保険者証原本の添付は必要か。

A. 届出の提出方法にかかわらず、被保険者証原本の添付が必要です。

Q. 郵便で提出後、被保険者証はどこに返送されるか。

A. 基本的には、被保険者本人宛に返送します。送付先変更届にて送付先が設定されている被保険者については、設定された送付先へ返送します。

Q. 要支援者の支援委託先である居宅介護支援事業所が変更（もしくは委託終了）となった際は提出の必要があるか。

A. 委託先までシステム登録をしており、正しい情報を把握する必要があるためご提出をお願いします。

例えば以下のような場合、どちらも提出が必要です。

#### 【例1】

A 包括（B 事業所への委託）→A 包括（C 事業所への委託）

#### 【例2】

A 包括（B 事業所への委託）→A 包括が直接担当

Q. 同事業所内で担当ケアマネジャーが変更になった場合、再度届出を提出する必要があるか。

A. 届出は不要です。

Q. 事業対象者の届出をするのに、どの様式で提出すればよいか。

A. 事業対象者が利用できるのは総合事業（サービス・活動事業）のみのため、「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」をご提出ください。

Q. 要支援者の届出をするのに、どの様式で提出すればよいか。

A. 当該対象者が介護予防サービスを利用する場合は「居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」を、総合事業（サービス・活動事業）のみを利用する場合は「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」をご提出ください。

Q. (介護予防)小規模多機能型居宅介護,もしくは看護小規模多機能型居宅介護の届出をするのに,どの様式で提出すればよいか。

A. 要介護者,要支援者にかかわらず,「小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・複合型サービス利用届出書」をご提出ください。

※要支援者は看護小規模多機能型居宅介護を利用できません。

Q. もともと「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出し総合事業(サービス・活動事業)のみを利用していたが,今後介護予防サービスを利用することになった要支援者について,改めて「居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出する必要があるか。

また,もともと「居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出し介護予防サービスを利用していたが,総合事業(サービス・活動事業)のみを利用することになった要支援者について,「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出する必要があるか。

A. 提出は不要です。

Q. 事業対象者から要支援者(もしくは,要支援者から事業対象者)となったが,再度届出を提出する必要があるか。

A. 担当する地域包括支援センター(および委託先)に変更がなければ,届出は不要です。

Q. 居宅介護支援事業所と支援契約を締結し届出を提出後,一定期間居宅サービスの利用がない(施設入所や医療機関への入院等含む)期間があり,一度支援契約が終了した後に,同じ居宅介護支援事業所と再契約した際に,届出の提出は必要か。

A. 同居宅介護支援事業所との契約と契約の間に他の居宅介護支援事業所との契約や届出がなければ届出は不要です。再契約等に伴い改めて提出をしておきたい等の判断で届出をされる場合は受理します。